

※第12回個別品目ごとの表示ルール見直し分科会資料 1－1 再掲

ドレッシング及び ドレッシングタイプ調味料に関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料の個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和7年8月

消費者庁食品表示課

1 ドレッシング及びドレッシングタイプ[°]調味料の個別ルール

1

未検討の品目

●：ルールあり、—：ルールなし

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5 名称規制	別表第19 加工食品の個別的義務表示	別表第20 表示の様式・方法	別表第22 表示禁止事項				
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール											
		名称	原材料名	添加物	内容量								
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	●	●	●	—	●	●	—	—	●				
農産物漬物	●	●	●	—	—	—	—	—	●				
食用植物油脂	●	●	●	—	—	●	—	—	●				
トマト加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	●				
ウスターソース類	●	●	●	—	—	●	—	—	●				
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	●	●	●	—	—	●	—	—	●				
ハム類	●	●	●	—	—	●	—	—	●				
ベーコン類	●	●	●	—	—	●	—	—	●				
プレスハム	●	●	●	—	—	●	●	●	●				
混合プレスハム	●	●	●	—	—	●	●	●	●				
ソーセージ	●	●	●	—	—	●	●	●	●				
混合ソーセージ	●	●	●	—	—	●	●	●	●				

令和7年1月以降個別分科会にて一度検討済みの品目

●：維持、△：一部改正、×：廃止、■：ルールなし

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5 名称規制	別表第19 加工食品の個別的義務表示	別表第20 表示の様式・方法	別表第22 表示禁止事項				
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール											
		名称	原材料名	添加物	内容量								
第8回	果実飲料	△	△	検討	×	●	△	△	検討				
	豆乳類	●	●	×	×		●	△	●				
第9回	乾燥スープ	△	●	×	×	●	●	×	検討				
	風味調味料	△	検討	×		●	×	×	×				
第10回	しょうゆ	●	●	×		●	●		△				
	凍り豆腐	●	●	×	×		×	×	×				
第11回	乾めん類	●	●	×	×		△	△	●				
	削りぶし	△	△	×		×	×	×	×				
	煮干魚類	●	●	×		×	●		×				
	食酢	●	●	■	×	×	△	△	△				

<参考> 令和6年度個別分科会にて一度検討済みの品目の個別ルール

2

●：ルールあり、ー：ルールなし、△：検討中

個別的義務表示がある品目	別表第3 食品の定義	別表第4 横断的義務表示事項に係る個別ルール				別表第5 名称規制	別表第19 加工食品の 個別的義務 表示	別表第20 表示の 様式・方法	別表第22 表示禁止 事項				
		別表第4 横断的義務表示事項に係る個別ルール											
		名称	原材料名	添加物	内容量								
第1回	調理冷凍食品	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー				
	チルドハンバーグステーキ	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー				
第2回	チルドミートボール	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー				
	チルドぎょうざ類	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー				
第3回	みそ	●	●	ー	ー	ー	●	ー	●				
	炭酸飲料	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー				
	即席めん	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー				
第4回	マカロニ類	●	●	ー	ー	ー	●	ー	ー				
	ジャム類	●	●	ー	ー	ー	ー	●	●				
	うに加工品	●	●	ー	ー	ー	●	●	ー				
第5回	うにあえもの	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー				
	乾燥わかめ	●	●	●	ー	ー	●	ー	●				
	塩蔵わかめ	●	●	●	ー	ー	●	●	●				
第6回	農産物缶詰及び農産物瓶詰	●	●	ー	ー	ー	ー	●	●				
	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	●	●	ー	ー	ー	ー	●	●				
	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	●	ー	ー	ー	ー	ー	●	ー				
第7回	レトルトパウチ食品	●	ー	ー	ー	●	ー	ー	●				
	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	●	●	ー	ー	ー	●	ー	ー				
	パン類	●	●	ー	ー	ー	ー	ー	ー				
	マーガリン類	●	●	ー	ー	ー	●	●	ー				

↑ここまで令和6年3月28日に基準改正済み↑

ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料の定義

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
ドレッシング及び ドレッシングタイプ 調味料	ドレッシング	<p>次に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食用植物油脂（香味食用油を除く。以下この表及び別表第4のドレッシング及びドレッシングタイプ調味料の項において同じ。）及び食酢若しくはかんきつ類の果汁（以下ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料の項において「必須原材料」という。）に食塩、砂糖類、香辛料等を加えて調製し、水中油滴型に乳化した半固体状若しくは乳化液状の調味料又は分離液状の調味料であって、主としてサラダに使用するもの 二 一にピクルスの細片等を加えたもの
	ドレッシングタイプ 調味料	<p>次に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食酢又はかんきつ類の果汁に食塩、砂糖類、香辛料等を加えて調製した液状又は半固体状の調味料であって、主としてサラダに使用するもの（食用油脂を原材料として使用していないものに限る。） 二 一にピクルスの細片等を加えたもの
	半固体状ドレッシング	ドレッシングのうち、粘度が30 Pa・s以上のものをいう。
	乳化液状ドレッシング	ドレッシングのうち、乳化液状のものであって、粘度が30 Pa・s未満のものをいう。
	分離液状ドレッシング	ドレッシングのうち、分離液状のものをいう。
	マヨネーズ	半固体状ドレッシングのうち、卵黄又は全卵を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、たんぱく加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、調味料（アミノ酸等）、酸味料及び香辛料抽出物以外の原材料及び添加物を使用していないものであって、原材料及び添加物に占める食用植物油脂の重量の割合が65%以上のものをいう。
	サラダクリーミー ドレッシング	半固体状ドレッシングのうち、卵黄及びでん粉又は糊料を使用し、かつ、必須原材料、卵黄、卵白、でん粉（加工でん粉を含む。）、たんぱく加水分解物、食塩、砂糖類、蜂蜜、香辛料、乳化剤、糊料、調味料（アミノ酸等）、酸味料、着色料及び香辛料抽出物以外の原材料及び添加物を使用していないものであって、原材料及び添加物に占める食用植物油脂の重量の割合が10%以上50%未満のものをいう。

○別表第4：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法
ドレッシング及び ドレッシングタイプ 調味料	名称	マヨネーズにあっては「マヨネーズ」と、サラダクリーミードレッシングにあっては「サラダクリーミードレッシング」と、マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング以外の半固体状ドレッシングにあっては「半固体状ドレッシング」と、乳化液状ドレッシングにあっては「乳化液状ドレッシング」と、分離液状ドレッシングにあっては「分離液状ドレッシング」と、ドレッシングタイプ調味料にあっては「ドレッシングタイプ調味料」と表示する。
	原材料名	<p>使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食用植物油脂は、「食用植物油脂」と表示する。 二 一の規定にかかわらず、食用植物油脂にあっては、「食用植物油脂」の文字の次に括弧をして、「大豆油、なたね油」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示することができる。この場合において、表示する食用植物油脂が1種類であるときは、「食用植物油脂」の文字及び括弧を省略することができる。 三 食酢は「醸造酢」等と、かんきつ類の果汁は「レモン果汁」等とその最も一般的な名称をもって表示する。 四 三の規定にかかわらず、醸造酢にあっては、「醸造酢」の文字の次に括弧をして、「米酢、りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が1種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。 五 砂糖類は、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧をして、「砂糖、ぶどう糖」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合並びに砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。ただし、表示する砂糖類が1種類である場合は、「砂糖類」又は「糖類」の文字及び括弧を省略することができる。 六 食用植物油脂、醸造酢、かんきつ類の果汁及び砂糖類以外の原材料は、「卵黄」、「たん白加水分解物」、「食塩」、「でん粉」、「からし」、「こしょう」、「トマトペースト」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、からし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と表示することができる。
	内容量	第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項に定めるほか、半固体状ドレッシングにあっては内容重量をg又はKgの単位で、乳化液状ドレッシング及び分離液状ドレッシングにあっては内容体積をmL又はLの単位で、単位を明記して表示する。

○別表第5：名称規制に係る食品及びその名称

	食品	名称
ドレッシング及び ドレッシングタイプ 調味料	マヨネーズ	マヨネーズ
	サラダクリーミードレッシング	サラダクリーミードレッシング
	マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング以外の半固体状ドレッシング	半固体状ドレッシング
	乳化液状ドレッシング	乳化液状ドレッシング
	分離液状ドレッシング	分離液状ドレッシング
	ドレッシングタイプ調味料	ドレッシングタイプ調味料

○別表第22：個別食品に係る表示禁止事項

食品	表示禁止事項
ドレッシング及び ドレッシングタイプ 調味料	ドレッシングタイプ調味料にあっては、「ドレッシング」、「マヨネーズ」等ドレッシングと誤認させる用語。ただし、製品100 g 中の脂質量が3 g 未満のものについて「ノンオイルドレッシング」と表示する場合は、この限りでない。

2 業界団体等の要望の概要

項目	見直し要望	
別表3 定義	一部修正	一般的な名称として「ノンオイルドレッシング」に関する定義を追加、それに合わせ別表22にある「ノンオイルドレッシング」の表示規定を削除。
別表4 個別ルール（名称）	一部修正	種別の名称はあまり消費者に理解されていないため、「マヨネーズ」以外のドレッシング及びドレッシングタイプ調味料の現在の名称に加え、「ドレッシング」、「ノンオイルドレッシング」についても一般的な名称として表示可能となるよう一部修正。
別表4 個別ルール（原材料名）	廃止	横断ルールでも対応可能であるため廃止。
別表4 個別ルール（内容量）	廃止	横断ルールでも対応可能であるため廃止。
別表5 名称規制	一部修正	「マヨネーズ」、「ドレッシング」、「ノンオイルドレッシング」の3つに整理。
別表22 表示禁止事項	廃止	横断的な表示禁止事項を参考に判断できると考えられるため廃止。